

伊（農振）第186号
令和7年8月8日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊予市長 武智邦典

市町村名 (市町村コード)	伊予市 (38210)
地域名 (地域内農業集落名)	三秋 (上・下・端)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

鳥獣被害対策を行いながら集落内の農地を可能な限り維持していく。それでもなお、耕作条件が悪く、後継者の見つからない農地に関しては計画的に林地化を進めていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心となる経営体への農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大を目指すため地域全体で話し合いを進めていく。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	119.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	119.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備されている農地を農業上の利用が行われる区域とし、それ以外の山間部にある農地は、鳥獣被害防止対策をしながら営農の継続を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除・施肥作業は、ドローン請負業者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵の整備や荒廃農地を緩衝帯として再生することにより、鳥獣被害を軽減させる。
- ③ドローン防除・施肥を作業委託することで作業の効率化を図る。
- ⑤愛媛県のオリジナル品種の生産拡大により儲かる農業を推進する。
- ⑦耕作が困難になった農地は、植林による管理を図る。